

2016年12月22日  
株式会社オープンハウス

## 取締役会全体の実効性に関する評価・分析の結果の概要について

当社は、取締役会による迅速かつ確かな意思決定を可能とするとともに、その実現に向けた今後の課題を認識すべく、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に基づき、取締役会全体の実効性に関する分析及び評価を実施することとしています。今般、取締役会において、平成27事業年度（第20期）における取締役会全体の実効性の分析及び評価を実施し、その結果をまとめましたので、以下のとおりその概要を報告いたします。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する情報につきましては、当社ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。

（コーポレート・ガバナンス基本方針）

（コーポレート・ガバナンス報告書 平成28年12月22日付更新）

[http://openhouse-group.com/ir/library/library\\_06.html](http://openhouse-group.com/ir/library/library_06.html)

### 1 分析及び評価の方法

取締役全7名及び監査役全3名に対して、下記の12項目からなるアンケートを実施し、回答を集計しました。取締役会は、この集計結果をもとに審議を行い、取締役会の実効性に関する分析及び自己評価を実施しました。

記

- 1 取締役会の運営に関する事項
  - ① 取締役会の開催回数
  - ② 取締役会の審議時間
  - ③ 取締役会の議題・議案の提示方法
  - ④ 取締役会における審議事項
  - ⑤ 取締役会における審議内容
- 2 機関設計及び役員に関する事項
  - ① 機関設計
  - ② 取締役の人数及び構成
  - ③ 社外取締役の人数
  - ④ 役員に関するその他の事項
- 3 内部統制システム等に関する事項
- 4 株主との対話に関する事項
- 5 その他コーポレート・ガバナンスに関する事項

## 2 評価結果の概要

平成28年11月度取締役会における審議の結果、アンケート項目の評価が総合的に高いことが確認され、取締役会の実効性は確保されているとの結論に至りました。他方、以下の点については、改善ないし検討の余地があることが認められました。

### (1) 取締役会の運営に関する事項について

審議資料の事前送付や議題・議案の事前説明をはじめとする取締役会の準備に関する事項については、改善を要する旨の指摘がありました。

なお、業容拡大に応じた機動的な対応を可能とするための体制の整備（例えば、取締役会付議基準の定期的な見直しなど）について、現状に特段問題は見受けられないものの、継続的に注視していくことが企業価値向上にとって重要であるとの注意喚起がなされ、取締役の間で認識が共有されるに至りました。

### (2) 機関設計及び役員に関する事項について

機関設計及び役員構成について、適切な規模及び構成であると評価されました。一方で、役員に対する情報提供の体制に関して、事前の情報共有や経過報告の方法を中心に、改善を要する旨の指摘がありました。

### (3) 内部統制システム等に関する事項について

内部統制システムの構築と運用状況に関して、急速な業容拡大に十分に対応できているかどうかの定点観測や、レビューの強化を推奨する意見が提言されました。

また、リスク管理の観点から、顕出された論点を取締役に適切に報告するための体制の整備が、今後の検討課題として指摘されました。

### (4) その他取コーポレート・ガバナンスに関する事項について

当社グループ全体の組織設計について、企業集団全体の効率性を更に高めるための工夫について、検討を継続することとなりました。また、中期経営計画についての議論の機会を増すとともに、案件の性質に応じてフィジビリティ・スタディを更に充実していくことが、今後の検討課題として指摘されました。

## 3 今後の課題と対応

取締役会は、前記2の評価結果を踏まえ、認識された課題の改善に向けた議論を重ねて参ります。また、この度の議論の俎上には載らなかった課題の抽出を進め、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化に取り組んで参ります。

以 上